

議案第 6 3 号

令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和 7 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,701,344 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		804,015 <small>千円</small>
	1 使用料	804,014
	2 手数料	1
2 国庫支出金		19,200
	1 国庫補助金	19,200
3 財産収入		31,655
	1 財産売払収入	2
	2 財産貸付収入	31,653
4 繰入金		493,042
	1 繰入金	493,042
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		233,431
	1 延滞金及び加算金	1
	2 雑収入	233,430
7 市債		120,000
	1 市債	120,000
歳入合計		1,701,344

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場事業費		1,283,918 ^{千円}
	1 運 営 費	928,743
	2 施 設 整 備 費	355,175
2 公 債 費		412,426
	1 公 債 費	412,426
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,701,344

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
機 能 強 化 事 業 費	令 和 8 年 度 か ら 令 和 3 8 年 度 まで	千円 66,340,636

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
北 部 市 場 施 設 整 備 事 業	千円 31,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 6.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
南 部 市 場 施 設 整 備 事 業	89,000			
合 計	120,000			